

上海自貿区における自由貿易口座業務の発展促進規定を公布

上海市は 2025 年 3 月 27 日、《上海市浦東新区における中国（上海）自由貿易試験区の自由貿易口座業務の発展を促進する若干規定》（以下、本規定）を公布しました。本規定は 2025 年 5 月 1 日より施行されています。

本規定では、上海自由貿易口座（FT 口座）の試行運用経験を総括し、口座規則の最適化、金融の開放・イノベーション深化、口座サービス機能の拡張などを定め、自由貿易口座機能の更なる向上のための法的保障を備えました。臨港新エリア（浦東新区の管轄範囲を除く）での自由貿易口座業務の実施についても、本規定を参照して適用されます。

本規定により、自由貿易口座と国外口座の間や、自由貿易口座間において、資金を自由に送金することが許可されました。また、銀行が自由貿易口座を通じて多国籍企業グループヘクロスボーダー財務資産管理サービスを提供できることや、臨港新エリア内の銀行による非居住者への M&A ファイナンスにおける貸付比率・返済期限などの条件緩和が明確化されました。

本規定の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.pudong.gov.cn/zwgk/pdxqfg2025/2025/87/339608.html>

<本規定の概要>

1. 口座規則の最適化

- 口座開設の奨励および手続きの最適化

第六条 国外企業が自由貿易口座を開設し、投融資などの活動を行うことを奨励。銀行業金融機構は中国人民銀行の関連規定に基づき、企業のニーズに応じて、ビジネスにおける持続・リスクコントロール可能な金融商品または金融サービスの提供を模索

第七条 銀行業金融機構は、法律・行政法規・中国人民銀行の関連規定に基づき、顧客の身分識別を行い、口座開設証明などの資料の真実性・完全性・遵法性を審査し、自由貿易口座の開設手続きの最適化を図る

- デジタル化サービス範囲の拡大

第八条 銀行業金融機構は、クロスボーダー受払業務のネットバンキングおよびその他のデジタル化サービスの範囲を拡大し、業務処理機能を向上させ、自由貿易口座業務のデジタル化処理を実現させる

- 「一線（自貿区と海外の線）を跨ぐ」資金の自由振替

第九条 国務院金融管理部門の関連規定に基づき、自由貿易口座と国外口座・国外機構の国内オフショア口座・国外機構の国内口座の間および自由貿易口座間で、資金を自由に送金することが可能

- 「二線（国内と自貿区の線）を跨ぐ」資金振替の利便化

第十条 銀行業金融機構は、国務院金融管理部門の関連規定に基づき、条件に合致する自貿試験区内の

企業が開設した自由貿易口座と、当該企業が開設したその他国内人民元決済口座間との資金振替の利便化サービスの提供が可能

2. 金融の開放・イノベーション深化

- クロスボーダー財務管理サービス

第十一条 銀行業金融機構は、多国籍企業のグループ内人民元・外貨のポジション集中管理およびリスクヘッジ、グループ内およびサプライチェーンの経常項目に係る集中とネットिंगの受払、自貿試験区内および国外市場における短期財務管理に対し、自由貿易口座を通じて人民元・外貨一体化金融サービスの提供が可能

- M&A ファイナンス規制の緩和

第十二条 銀行業金融機構は、上海自貿区の臨港新エリア内の分支機構を通じて、非居住者へ M&A ファイナンスを実行する際、国務院金融管理部門の上海駐在機構が制定した「非居住者 M&A ファイナンス業務ガイドライン」に基づき、貸付比率・返済期限などの制限を適宜緩和することが可能

- クロスボーダーリスクヘッジ業務

第十三条 条件に合致するコモディティの生産またはクロスボーダー貿易に従事する企業は、国務院金融管理部門の認可を経て、かつ国外先物仲介業務の資格を有する国内先物経営機構に委託し、自由貿易口座を通じたクロスボーダー人民元の形により、現物輸出入のクロスボーダーリスクヘッジ業務を実施しなければならない、ただし、国家に別途規定がある場合を除く（下略）

3. 口座サービス機能の拡張

- 国外個人による自由貿易口座を通じての国内投資

第十四条 国務院関連部門の監督管理および指導の下で、銀行業金融機構は、条件に合致する国外個人に対して自由貿易口座を通じたハイテク産業および戦略性新興産業などに係る国内直接投資の実施に対し、適切なクロスボーダー金融サービスの提供が可能（下略）

- 国外個人資金決済の利便化サービス

第十五条 銀行業金融機構は、自由貿易口座を開設した国外個人に対し非居住者口座との自由振替サービス、および自貿試験区内の居住者口座との間で給与送金・医療・旅行などに係る仕事・生活面の資金決済や、関連部門が承認したその他の資金決済における利便化サービスの提供が可能

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心12階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1併公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。